

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【会社名】	ニチアス株式会社
【英訳名】	NICHIAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢野 邦彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門一丁目1番26号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) ニチアス株式会社大阪支社 (大阪市中央区南船場四丁目11番10号) ニチアス株式会社名古屋支社 (名古屋市南区東又兵衛町二丁目30番地)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長矢野邦彦は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）（以下「実施基準」）に準拠して内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である平成22年3月31日を基準日として、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。財務報告に係る内部統制の評価範囲については当社において策定した「財務報告に係る内部統制評価の基本方針」（平成20年3月17日取締役会承認）に基づき、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）に関しては原則すべての事業拠点を評価対象といたしました。ただし、連結子会社15社及び持分法適用会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。全社的な内部統制が概ね良好であるとの評価を踏まえて業務プロセスに係る内部統制の評価を行う事業拠点を決定し、連結売上高を指標としてその概ね2/3程度の割合に達している5事業拠点について個別の業務プロセスを評価することいたしました。評価対象とする業務プロセスはそれらの事業拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上」「売掛金」「棚卸資産」の勘定科目に至る業務プロセスといたしました。決算・財務報告に係る業務プロセスの評価において、全社的な観点から評価する統制については全社的な内部統制の評価対象事業拠点とし、個別に評価する統制については業務プロセスの評価対象事業拠点といたしました。

全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点から評価する統制については、「実施基準」に照らした評価項目に基づき関係書類の閲覧や当該内部統制に係る適切な担当者への質問、記録の検証等により内部統制の整備及び運用状況の評価いたしました。

評価対象とした業務プロセスについては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、内部統制の実施記録の検証等により、当該内部統制上の要点の整備及び運用状況の評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社は平成22年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。